

神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金交付要綱（案）

（趣 旨）

第1条 この要綱は、沿線地域の自治会や学校、NPO法人、ボランティア団体、及びその他の自主活動団体等（以下「団体等」という。）が、神戸電鉄粟生線（以下「粟生線」という。）の利用促進等に資する事業を実施する場合に、神戸電鉄粟生線活性化協議会（以下「協議会」という。）が、これを支援するため、事業の実施に要した経費の全部又は一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、団体等が実施する事業の内、以下の各号すべての要件に該当し、かつ協議会が認めたものとする。

（1）粟生線の利用啓発及び利用促進に寄与する事業で次に掲げるもの

（ア）粟生線の利用が見込める施設・場所（例えば、粟生線駅舎及びその駅前広場）等で実施するイベント・講演会・駅美化活動・フリーマーケット等

（イ）前号以外の場所で行う粟生線の利用を前提としたイベント・講演会等

（2）補助対象事業において次に掲げる活動が行われこと

（ア）チラシ等広告物による当該補助対象事業の募集告知

（イ）「粟生線サポーターズくらぶ」のチラシほか協議会制作物の配布、掲示等

（3）国・県・市町または民間を含めた各種補助団体等の補助金を受けて行うものでないこと

（4）団体等の宣伝又は営利を目的としたものでないこと

（5）他の団体等を補助することを目的としたものでないこと

（6）専ら団体等の維持運営を目的としたものでないこと

（7）広く一般に公開されており、かつ特定の団体・個人を対象とするものでないこと

（8）政治活動、宗教活動等に係るものでないこと

（9）暴力行為又は迷惑行為を伴う恐れがないこと

（10）団体等の構成員に「粟生線サポーターズくらぶ」の会員が含まれていること

（補助金）

第3条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の内、1事業につき10万円を上限とする。この場合において、当該上限を超える部分及び補助対象の経費として認められない費用は、団体等の負担とする。

2 前項の規定に関わらず、利用促進効果が高く、協議会が特に必要と認めたものについては、補助金の額の上限を1事業につき20万円とすることができる。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする団体等は、事業を実施する前に補助金申請書兼収支予算書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて協議会に提出しなければならない。

- ・ 事業内容に関する企画書等
- ・ 団体等の構成員の「栗生線サポーターズくらぶ」会員証の写し

(交付決定及び通知)

第5条 協議会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合には、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該団体等に通知する。

(協議会名および本補助の表示)

第6条 第5条の通知を受けた団体等は、成果品や事業の実施を告知する印刷物等に、協議会の名称及びこの補助金の交付を受けた旨を表示しなければならない。

(実績報告)

第7条 前条の通知を受けた団体等は、補助対象事業が終了した日の翌日から起算して1箇月以内に実績報告書兼収支精算書（様式第3号）を協議会に提出し、その実績を報告しなければならない。

(補助金額の確定及び通知)

第8条 協議会は、第6条の報告があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第4号）により、当該団体等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の通知を受けた団体等は、補助金請求書（様式第5号）を協議会に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消または返還)

第10条 補助対象事業の実施内容及び実施結果が交付決定時と異なる場合、又は補助金を目的外に使用した場合、協議会は交付決定を取り消すとともに、既に補助金が交付されていた場合には、その全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。

- 2 本制度の補助金交付決定通知等の事務取扱は、三木市まちづくり部美しいまちづくり課（神戸電鉄栗生線活性化協議会事務局）、神戸市企画調整局企画調整部調整課、小野市総合政策部交通政策グループ、神戸電鉄株式会社鉄道事業本部企画部が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金交付申請書兼収支予算書

平成 年 月 日

神戸電鉄粟生線活性化協議会 会長
三木市副市長 北井 信一郎 殿

(申請者)

| | |
|-----------|-----------|
| 団体名 | |
| 住所 | 〒 |
| 代表者 氏名 | Ⓜ |
| 連絡先 | TEL () - |

神戸電鉄粟生線利用促進活動事業を実施しますので、神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金交付要綱第4条の規定により提出します。

| | | | |
|----------------------|--------------------------------|---|----------------|
| 事業名 | | | |
| 事業内容 | | | |
| 粟生線利用啓発・利用促進に資する事業内容 | 例：協議会発行物の配布、乗車券の購入、アンケートの実施 など | | |
| 実施日時 | 平成 | 年 | 月 日 ~ 平成 年 月 日 |
| 実施場所・目的地 | | | |
| 参加予想人数 | 人（うち粟生線利用人数 人） | | |
| 予 算 | 収入[A] | 円 | (内訳) ※注1 |
| | 支出[B] | 円 | (内訳) ※注2 |
| 収支不足額 [A]-[B] | 円 | | |
| 補助金申請額 | 円 | | |

【添付書類】

- 事業内容に関する企画書等
- 団体等の構成員の「粟生線サポーターズくらぶ」会員証の写し

注1) 事業の実施時に、参加費等の徴収や物品販売等を行い、事業を実施する団体等に収入がある場合は記載してください。

注2) 事業実施に要する経費について、可能な限りその内容を詳細に記載してください(別添可)。また、人件費や神戸電鉄線の乗車運賃等補助対象として認められない経費があります。

様

神戸電鉄粟生線活性化協議会会長

神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金 交付決定通知書

平成 年 月 日付で交付申請のあった神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金については、神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

| | |
|------------|-----|
| 事業名 | |
| 事業費 | 金 円 |
| 補助対象となる事業費 | 金 円 |
| 特記事項 | |

| | |
|----------|-----|
| 補助金交付決定額 | 金 円 |
| 特記事項 | |

備考

- (1) この交付決定通知書は、補助金の交付まで大切に保管してください。

神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金 事業実施報告書兼収支精算書

平成 年 月 日

神戸電鉄粟生線活性化協議会 会長
三木市副市長 北井 信一郎 殿

(申請者)

| | |
|-----------|-----------|
| 団体名 | |
| 住所 | 〒 |
| 代表者 氏名 | Ⓜ |
| 連絡先 | TEL () - |

平成 年 月 日付で神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金の交付決定を受けて実施した事業について、神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金交付要綱第6条の規定により実施結果及び収支を報告します。

| | | | |
|-----------------------|-------|---------------------|----------|
| 事業名 | | | |
| 事業内容 | | | |
| 粟生線利用啓発・利用促進に資する事業内容 | | | |
| 実施日時 | | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 | |
| 実施場所・目的地 | | | |
| 参加人数 | | 人 (うち粟生線利用人数 人) | |
| 収 支 確 定 額 | 収入[A] | 円 | (内訳) ※注1 |
| | 支出[B] | 円 | (内訳) ※注2 |
| 収支不足額 [A]-[B] | | 円 | |
| 補助金申請額 | | 円 | |

備考

(1) 本報告書は、事業終了日の翌日から1箇月以内に提出してください。

(2) 本報告書と併せて、成果品（イベント等における開催プログラムの内容・実施結果、事業の実施状況写真等）や事業実施を告知する印刷物（PRチラシ・ポスター等）を提出してください。

注1) 事業の実施時に、参加費等の徴収や物品販売等を行って、事業を実施する団体に収入があった場合には、その数量や内訳を記載してください（別添可）。

注2) 事業の実施に要した経費について、出来るだけその内容を詳細に記載する（別添可）とともに、領収書等を添付してください。

神粟協活補 第 号
平成 年 月 日

様

神戸電鉄粟生線活性化協議会会長

神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金額確定通知書

平成 年 月 日付で交付決定しました神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金については、神戸電鉄粟生線利用促進活動補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

| | |
|------------|-----|
| 事業名 | |
| 事業費 | 金 円 |
| 補助対象となる事業費 | 金 円 |
| 特記事項 | |

| | |
|----------|-----|
| 補助金交付確定額 | 金 円 |
| 特記事項 | |

備考

- (1) この交付確定通知書は、補助金の請求まで大切に保管すること。

平成 年 月 日

神戸電鉄栗生線活性化協議会 会長
三木市副市長 北井 信一郎 殿

(請求者)

| | |
|-----------|-----------|
| 団体名 | |
| 住所 | 〒 |
| 代表者 氏名 | Ⓜ |
| 連絡先 | TEL () - |

神戸電鉄栗生線利用促進活動補助金 請求書

平成 年 月 日付で交付確定通知があった神戸電鉄栗生線利用促進活動補助金については、神戸電鉄栗生線利用促進活動補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて請求します。

記

| | |
|--------|-----|
| 補助金請求額 | 金 円 |
|--------|-----|

| | | |
|------------|----------|-----------|
| 補助金交付確定通知書 | 平成 年 月 日 | 神栗協活補 第 号 |
|------------|----------|-----------|

(補助金額確定通知書の右肩記載の日付・文書番号を記載)

| | | | | |
|-------|--------|--------|------|------|
| 振 込 先 | 金融機関 | 銀行・() | | 本・支店 |
| | 口座種別 | 普通・当座 | 口座番号 | |
| | (フリガナ) | | | |
| | 口座名義人 | | | |

備考

(1) 本請求書は、補助金の確定通知を受領後、速やかに提出してください。